

令和5年度

大阪府内部統制評価報告書

審査意見書

令和6年10月

大阪府監査委員

令和5年度 大阪府内部統制評価報告書 審査意見

1 審査の対象

令和5年度大阪府内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による審査は、評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているかを主眼として実施した。

3 審査の実施内容

評価報告書について、地方自治法第150条第1項の規定により知事が定めた方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、大阪府内部統制評価報告書審査基準及び大阪府内部統制評価報告書審査実施要領に基づき審査する限りにおいて、知事による評価が適切に実施されているかについて審査した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、知事から提出のあった評価報告書の記載については、評価手続及び評価結果ともに不適切な事項は見受けられなかった。

評価報告書に記載の職員1名により決裁権者のID・パスワードを許可なく使用した決裁が行われた事案は、府民の信用を失墜する不備である。従って、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、一部において知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていないと判断する。

（指摘事項）

決裁権者のID・パスワードを許可なく使用した決裁が行われた当該事案は、府民の信用を失墜する行為である。当該事案は、上司のID・パスワードの管理の不備にも原因がある。今後このような事案を起ささないようにするために、適正な事務処理の徹底に万全を期されたい。

5 意見

上記に加えて、今後の内部統制の充実に資するため、下記のとおり意見を付する。

(1) 府民の信用を失墜する不備の再発防止及び未然防止について

上記4において指摘した事案に限らず、府民の信用を失墜する不備は、全庁で再発防止及び未然防止に取り組むべきものである。そのため、府民の信用を失墜する不備があった場合には、当該所属だけの特殊な事案として片づけることなく、より一般的・根本的な要因が潜んでいないかという視点を持ちながら、原因を徹底的に追究、分析されたい。また、失敗を改善につなげるという意識を全庁で共有されたい。

(2) 補助金不正受給事案に係る再発防止に向けた工夫について

補助金の不正受給事案に係る昨年度の監査委員意見に対しては、内部統制推進会議において補助金の取扱いに関する全庁調査等による検証結果等を踏まえ必要な対応を検討中であることが確認できたが、できるだけ早期に、再発防止に向けた一層の工夫を講じられたい。

審査の過程

1 審査計画の策定

実施年月日	内 容
令和6年7月19日	令和6年度内部統制評価報告書審査計画を策定

2 監査委員と評価部局等との意見交換会

実施年月日	内 容
令和6年3月25日	内部統制評価手順とスケジュール案について
8月30日	令和5年度大阪府内部統制評価報告書（案）について

3 審査内容について

(1) 根拠規定等

大阪府内部統制評価報告書審査基準
大阪府内部統制評価報告書審査実施要領
事務局審査の手引

(2) 審査の手法

上記の根拠規定等に基づいて、評価部局から提出のあった知事部局内136所属分の関係資料を全件確認するとともに、必要に応じてヒアリング等を実施した。
なお、ヒアリング等を実施した所属は、P3資料のとおりである。

資料

ヒアリング等を実施した所属（知事部局内 136 所属中、下記 25 所属）

部局名	所属名	実施期間	備考
政策企画部	企画室	令和 6 年 8 月 23 日 ～ 9 月 10 日	
	成長戦略局		
総務部	企画厚生課		
	総務サービス課		
財務部	財政課		
	行政 DX 推進課		令和 5 年度はスマートシティ戦略部
	税務局		
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略総務課		
府民文化部	男女参画・府民協働課		
	都市魅力創造局		
福祉部	福祉総務課		
	貝塚子ども家庭センター		
健康医療部	保健医療室		
	池田保健所		
	泉佐野保健所		
商工労働部	中小企業支援室		
	雇用推進室		
環境農林水産部	みどり推進室		
	環境管理室		
都市整備部	交通戦略室		
	岸和田土木事務所		
	住宅経営室		
大阪都市計画局	拠点開発室		
大阪港湾局	大阪港湾局		
会計局	会計総務課		

※ 内部統制評価報告書の審査に際し、評価部局である法務課に対しては、随時、ヒアリング等を実施した。